



筑後市



筑後市

教育大綱

「教育のまち・ちっこ」

～ちっこで育ち、ちっこを愛し、ちっこを育てる人づくり～

平成 28 年 3 月

筑 後 市

はじめに

全ての子どもたちは、かけがえのない存在であり、ちっこの宝です。

しかし、我が国は現在、人口減少時代に入り、少子高齢化が着々と進みつつあり、筑後市の人口も今後減少に転じることが予想されています。

子どもの数が減ると予想される中で、学校での教育だけでなく、家庭や地域での教育、さらには社会教育など、様々な教育が非常に重要であると思っております。

このような状況の下、平成 27 年度より新たな教育委員会体制をスタートさせ、教育委員会の皆様と協議し「筑後市教育大綱」を策定いたしました。

筑後市には、かつて眞木和泉守保臣が、その門下生を教えた「山樞窩（さんしか）」に象徴されるように、教育を大事にする伝統や風土があります。

また、市民憲章に謳われている「恵み多き自然、ゆかしい歴史と文化のうえに織りなされた人の和」があります。

教育大綱には、これらの伝統や風土、人の和の中で育ったちっこの宝が、郷土を愛し、地域を担い、更に発展させる人材に育ててほしいとの願いを込めました。

また、これを契機とし、いきいきと健康で、安心して子育てができる環境を整え、次代を担う子どもを育てる「教育のまち・ちっこ」の実現を目指します。



筑後市長 中村 征一

策定の背景

平成 27 年 4 月 1 日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が施行されました。

この中で、市長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されました。

筑後市では、平成 27 年 5 月に設置した「筑後市総合教育会議」で協議を重ね、「筑後市教育大綱」を策定いたしました。

大綱の位置付け

本大綱は、筑後市の教育や子育てに関する施策の目標やその根本となる方針を定めるものです。

実施期間

本大綱は、平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間を実施期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

目 標

「教育のまち・ちっこ」

～ちっこで育ち、ちっこを愛し、ちっこを育てる人づくり～

ちっこの伝統や風土、人の和の中で育った、かけがえのないちっこの子どもたちを、その育った郷土を愛し、そして、発展させる人材へと育てる「教育のまち・ちっこ」を目指します。

基本方針

本市の教育を推進するために、以下5つの基本方針を定めま
す。

基本方針 1

ふるさとちっこへの愛を育てるまち づくりの推進

- 郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちっこを愛する市民の育成を目指します。

基本方針 2

子育てしやすいまちづくりの推進

- 幼児期から義務教育期を通し、子どもが健やかに育ち、子育てのよろこびを感じられるまちづくりを目指します。

基本方針 3

社会を生きぬく力を育む学校教育の 推進

- 「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を柱として 21 世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。
- 児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境づくり、授業づくり、人間関係づくりを目指します。
- 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成を目指します。

基本方針 4

生きがいを感じる生涯学習の推進

- いつでもどこでも誰もが生涯にわたって学び、学びの成果を活かし、つなげることで「生きがいを感じる」まちづくりを目指します。
- 多様な学習内容と機会を提供し、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりを目指します。

基本方針 5

スポーツを通じた健康なまちづくりの推進

- 生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、市民が「こころ」も「からだ」も健康となる元気なまちづくりを目指します。
- 筑後広域公園や福岡ソフトバンクホークスとの連携協定などを活かしたスポーツの振興により魅力あるまちづくりを目指します。

以上の基本方針を推進するため、学校、校区コミュニティ協議会、社会教育団体等との積極的な連携を図ります。

市民憲章

この恵み多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまちを築きたいという願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 ゆたかな自然とうるわしい人情、調和のとれたまちをつくりましょう。
- 1 伝統にまなび、教養をたかめ、清新な文化のまちをつくりましょう。
- 1 ふれあいと安らぎを大切にし、思いやりにみちたまちをつくりましょう。
- 1 健やかな心と体をそだて、生きがいのあるまちをつくりましょう。
- 1 仕事によるこびと誇りをもち、活気あふれるまちをつくりましょう。

昭和 59 年 10 月 1 日制定